

介護保険料はきちんと納めましょう

介護保険制度は現役世代から高齢者まで、たくさんの人たちが納める介護保険料が財源となっています。介護が必要になったときに安心して制度を利用できるように、介護保険料はきちんと納めましょう。

保険料の未納があると介護サービスの利用が制限される場合があります。

1 1年以上滞納すると

介護サービスの利用時に通常は1～3割の自己負担となるところを、一旦費用の全額をお支払いいただき、後日窓口申請していただくことにより、9～7割が払い戻されます(この方法を「償還払い」といいます)。

2 1年6ヶ月以上滞納すると

上記①の償還払いにより、後日払い戻されることになっている金額が**一時的に差し止めとなり**、差し止められた額が**滞納した保険料にあてられます**。

3 2年以上滞納すると

滞納している期間に応じて、一定の期間上記①の償還払いで払い戻される金額が**9～8割は7割に、7割は6割に引き下げられます**。また**高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります**。

※保険料をさかのぼって納めることができる期間は2年間です。「今は介護サービスを使わないから。」「介護が必要になったらまとめて納める。」などと言っても、納付が可能な期間を過ぎて納めることはできません。保険料を納めないと、督促や催告が行われ、納付が期日より遅れると延滞金が増えたり、財産の差し押さえなどの措置がとられます。滞納がある場合、自己負担額が1割または2割の方は3割(3割の方は4割)に引き上げられるなど、**保険料よりも介護サービス費のほうが多くなる**場合がありますので、ご注意ください。

納付が難しいときにはご相談を！

災害など、特別な事情があると認められた時には、保険料の減免や徴収の猶予を受けることが出来る場合があります。納付が難しいときには、まずは担当窓口までご相談ください。

介護保険を利用するには 介護が必要と感じたら

介護サービスを利用するには、まず申請が必要です。市役所高齢者介護課または各総合支所市民福祉課に「要介護認定」の申請をしましょう。申請は本人または家族の他に、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

✓ 申請するときにお持ちいただくもの

- ☐ 要介護・要支援認定申請書
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 医療保険の資格情報を確認できるもの
- ☐ マイナンバーがわかるもの(個人番号カードまたは通知カード)
- ☐ 提出(代行)者の本人確認ができるもの

※介護についてのご相談・お問合せは、市役所高齢者介護課または、各総合支所市民福祉課へ。

令和8年度

65歳以上のみなさんへ

介護保険料のお知らせ

介護保険制度のしくみ

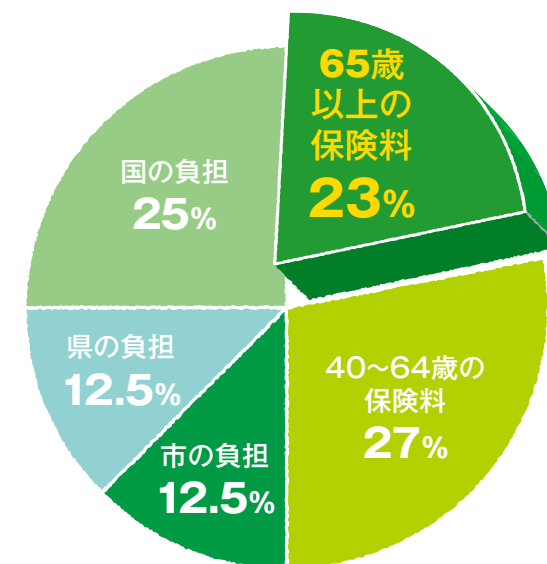
みんなで支え合うための制度です

介護保険制度は、皆さんの身近にある市町村が保険者となって運営しています。

40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となり介護保険料を納め、介護が必要になったときにはサービスが利用でき、かかった費用の一部を負担するしくみ(制度)です。一人一人の介護保険料は、介護保険の運営に大切な財源となります。



介護保険の財源



介護保険料を必ず納めましょう！

※毎年1月から12月までに納付した介護保険料は、納付した方がその年分の所得税・住民税の申告の際に「社会保険料等の金額」の一部として使用することができます。

40歳～64歳の方の介護保険料

介護保険の第2号被保険者として介護保険料を負担していただく方です。介護保険料は、加入している健康保険の中で、医療保険と介護保険を合わせて納めていただいています。

お問合せ先
市外局番 0494

秩父市役所 高齢者介護課	☎ 25-5205
吉田総合支所 市民福祉課	☎ 72-6082
大滝総合支所 市民福祉課	☎ 55-0865
荒川総合支所 市民福祉課	☎ 54-2111

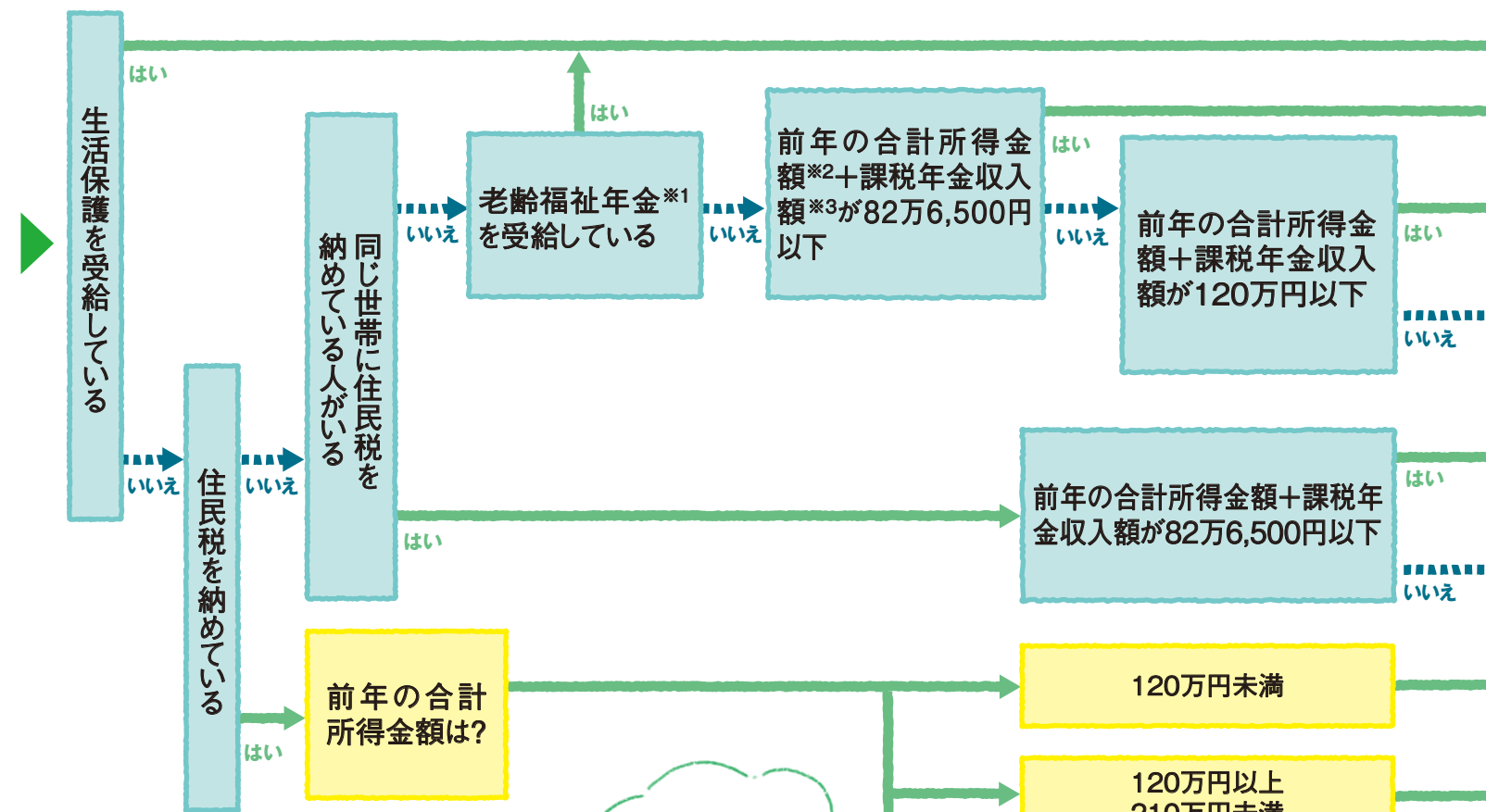
介護保険料の決まり方

(令和8年度)

65歳以上の方
(第1号被保険者)

市の介護サービスにかかる費用などから算出された基準額をもとに、所得段階に応じて決まります。
※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

あなたの介護保険料は？



所得段階	対 象 者	保険料率	保険料額 (年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・本人及び世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の方	基準額×0.30	19,440 円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円を超え120万円以下の方	基準額×0.50	32,400 円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.65	42,120 円
第1～3段階については、公費負担による軽減後の保険料率、保険料額となります。			
第4段階	世帯内に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の方	基準額×0.85	55,080 円
第5段階 (基準額)	世帯内に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円を超える方	基準額	64,800 円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	74,520 円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.25	81,000 円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.58	102,380 円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.60	103,680 円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.78	115,340 円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×1.80	116,640 円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.00	129,600 円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	基準額×2.10	136,080 円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.30	149,040 円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.50	162,000 円

※1 老齢福祉年金とは

明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

※2 合計所得金額とは

年金・給与等の収入から必要経費(公的年金の場合は公的年金等控除額)を差し引いた所得額の合計のことで、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)や損失の繰越控除をする前の金額です。
なお、自宅の買換えや土地収用等により長期・短期譲渡所得がある場合は、これらに係る特別控除額を控除した後の金額を用います。
また、第1～5段階は、公的年金等所得も控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。(控除後の金額が0円を下回る場合は、0円とします。)

※3 課税年金収入額とは

国民年金、厚生年金、共済年金などの課税対象となる公的年金の収入金額のことで、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金などは含まれません。

※令和7年度税制改正に伴う介護保険法施行令の改正により、令和8年度の介護保険料の算定においては、税制改正前の給与所得控除額を用いて算定します。そのため、住民税が非課税でも介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。

